地域再生法の一部を改正する法律

公布:令和6年4月19日

施行: 1→公布の日から六月を超えない範囲内において政令で定める日 2・3→公布の日

趣旨

人口減少・少子高齢化が急速に進行する中、地域の活力の維持・再生を総合的かつ効果的に推進するため、官民共創を軸として、地域住宅団地再生 事業の拡充や施設整備支援の充実を図る。

概要

1. 官民共創による住宅団地の再生

人口減少・少子高齢化、住宅・施設の老朽化、生活サービスの衰退、 地域コミュニティの活力低下等の様々な課題が深刻化している住宅 団地について、官民共創により再生を図るため、各種許認可等の 手続をワンストップで行うことができる地域住宅団地再生事業を拡充し、

- ▶地域再生推進法人が、市町村に対し、地域住宅団地再生事業計画 の作成等を提案できる仕組みを創設。
- ▶市町村が地域住宅団地再生事業計画を作成・公表した場合の措置 として、住居専用地域における小規模店舗(コンビニエンスストア、 コミュニティカフェ等) やコワーキングスペースなどの日常生活に 必要な施設に係る用途規制の緩和等を追加。



地域住宅団地再生事業計画

【新規の措置】

- ・建築物の用途を変更した場合の容積率緩和に関する事項
- ・廃校の活用促進に関する事項(高さ制限の緩和・低廉貸付け)
- 都市公園の占用許可の特例

<活用イメージ>



地域再生推進法人が 廃校を活用し、多世代 交流施設を整備し、運営



コワーキング スペース



交流スペース

2. 民間事業者の施設整備に関する地方債の特例の創設

官民共創により、地方創生に資する施設整備を後押しするため、民間 事業者が公共的施設等(※)の整備を行う場合についても、地方公共 団体がデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、補助する場合には、 当該補助経費の地方負担分を地方債の起債対象とする。

※地方自治法第244条第1項に規定する「公の施設」に位置付けることが必要

<間接補助スキーム> (R4補正から導入)



3. 企業の地方移転を促進する地方拠点強化税制の対象拡大

課税の特例等により企業の地方への移転等を促進する「地方活力向上 地域等特定業務施設整備事業」の範囲を拡充し、事務所、研究所等の 特定業務施設の整備と併せて子育て施設等を整備する事業も含むこと とする。





目標

- ・住宅団地再生を含む地方創生に資する官民共創型のプロジェクトを位置付けた地域再生計画の認定件数を施行後5年で約100件とする
- ・地方拠点強化税制等による雇用創出数を2027年度までに累計4万人※とする

※2024年2月末までに約2万9千人を達成